

令和3年度指定障害福祉サービス事業者等集団指導資料

施設・通所（就労系を除く。）・居住系サービス説明要旨

I 報酬に関する事項（総則）（P 3～）

報酬の算定に関する基本的な事項をまとめています。

内容を確認いただき、誤った運用を行うことがないように注意してください。

II 実地指導における主な指導事項等（P 17～）

実地指導等において指摘された事項について、その留意点等を記載しております。

特に令和3年4月の基準改正、報酬改定により追加・修正された事項については、確認をお願いします。

III 参考資料（厚生労働省障害保健福祉関係主管課長会議資料）

1 障害福祉の現場で働く方々の収入の引き上げについて（P 32～）

要件を満たす事業所の障害福祉職員等を対象に、収入を3%程度（月額9,000円）引き上げるための措置が令和4年2月から実施することとされました。

また、これらの措置が一時的なものにならないよう、臨時の報酬改定により令和4年10月以降も引き続き収入を3%程度（月額9,000円）引き上げるための措置が講じられる予定です。

2 障害福祉サービス事業所等の整備及び適切な運営等について（P 37～）

障害福祉サービス等情報公表システムにおいて、事業所の詳細情報が未登録の事業所や年度ごとの情報更新ができていない事業所はシステムへの登録作業をお願いします。

また、災害発生時に利用者の安全を確保できるよう、非常災害対策計画等の策定、消防等関係機関への通報及び連絡体制の整備、定期的な避難訓練の実施や物資の備蓄等の災害対策に万全を期すようお願いします。

3 障害者虐待の未然防止・早期発見等について（P 54～）

令和3年度の基準改正により、虐待の発生又は再発を防止するために事業者が講じなければならない措置が強化されました。

①虐待防止委員会の定期的開催及びその結果について従業者への周知、②従業者に対する虐待防止のための研修の定期的実施、③虐待の防止のための責任者の設置については令和4年度から義務化されますので、未対応の事業所は速やかな対応をお願いします。

令和4年3月指導監査室